

令和7年第3回定例教育委員会

令和7年3月28日（金）午後2時00分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	黒川 淳司 須田 壽美江 麓 美絵 新館 忠義 兼子 弘 詔	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 総務課主幹 学校教育課長 学校教育課参事 教育支援課長 給食センター長 対雁調理場長 生涯学習課長 生涯学習課主幹 スポーツ課長 郷土資料館長 郷土資料館参事 総務課総務係長	佐藤 学 新山 千穂 堂前 敦 山崎 浩克 鎌田 和仁 稲田 征己 五十川 明 水口 武 三浦 洋 井上 滋 田中 紀克 星野 真 松井 正行 堀井 修 兼平 志 伊藤 麻美
			記録員 傍聴者	1名	

1 報告事項

- （1）令和7年第1回江別市議会定例会の一般質問について
- （2）江別市立学校における働き方改革推進計画（第3期）の策定について

2 審議事項

- （1）令和7年議案第8号
江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- （2）令和6年議案第9号
江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について
- （3）令和7年議案第10号
江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和7年第4回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開 会) ただいまから、令和 7 年第 3 回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は、配付のとおりであります。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を、須田委員にお願いいたします。 また、本日の審議事項であります、議案第 8 号及び議案第 9 号の 2 件の議案につきましては、関連がありますことから、一括説明、一括質疑、一括承認を諮る形で進めてよろしいでしょうか。 (異議なし) そのように確認いたします。 それでは、議事に入ります。 1 の報告事項 (1) 令和 7 年第 1 回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。
佐藤教育部長	佐藤教育部長お願いします。 令和 7 年第 1 回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。 資料 1 ページをご覧ください。 教育委員会関係分は、3 月 3 日及び 4 日に計 2 名の議員から一般質問がありました。 資料 2 ページをお開き願います。 はじめに吉本議員から「小・中学校に生理用品を常備することについて」、3 点質問がありました。 1 点目の「学校における生理用品の先行配置 (モデル) 事業の取組事例を活用することについて」への答弁では、北海道教育委員会において、令和 4 年度に、道立学校の女子トイレ等に生理用品を先行配置するモデル事業を行ったものと承知しており、そのアンケート調査では、学校において、手元に生理用品がなく困った経験があると回答した生徒が 77. 3 %であったほか、学校のトイレに生理用品が配置された際には、利用したいとの回答が 98. 2 %であるなど、学校のトイレに生理用品を配置することについて、概ね肯定的であったものと認識している。 一方、学校側からの個別意見では、生理用品は自分で用意するものという意見が薄れていかなないようにする必要があるなど、の課題も挙げられているものと承知している。 教育委員会としては、こうしたモデル校での取り組みは参考になる一方で、生理用品をトイレに常備することで、養護教諭が児童生徒本人から直接話を聞く機会が減り、心身の状態などの状況把握が不十分になるという課題があるものと考えている、と答えています。 2 点目の「保健室での生理用品の受け取り及び相談等の状況と課題について」への答弁では、現在、教育委員会では、学校の保健室に生理用品を常備し、養護教諭から直接手渡しによる配布を行っており、その配布状況を養護教諭に確認したところ、各学校において、一か月あたり数名程度の配布があり、その多くは、生理用品を忘れた、急に生理が始まったなどの理由であった。 また、この聞き取りの中では、生理用品を学校に常備することに対して、どこでも生理用品を入手できる環境とすることに、一定の理解は示された一方で、義務教育課程では、自分で管理できるよう生理用品の携帯を身に着けるための教育が重要であるとの意見がもっとも多く、さらに、疾病の早期発見と個別指導に繋げることができるとの意見や、生理について相談できずに困っていた女子児童を把握し、養護教諭が関わって対応することができたなどの声もあったところである。 教育委員会としては、保健室における生理用品の対面配布は、児童生徒の心身状態や家庭環境などを把握する貴重な機会であると認識しており、児童生徒が生理に関する悩みなどについて、より気軽に相談できる環境を作っていくことが課題であると考えている、と答えています。 3 点目の「児童生徒の意見等を尊重することについて」への答弁では、子どもが主役のまち宣言を行った当市において、子どもの意見を聞き、尊重しながら取組を進めていくことは、大変重要であると認識している。 本年度、教育委員会が行った、養護教諭に対する聞き取りでは、児童生徒から、学校のトイレに生理用品の配置を望む声を直接聞いたという学校はなかったところであるが、保健室に生理用品を受け取りに行くことにためらいのある児童生徒は一定数いるものと認識し

黒川教育長	ており、その実態把握は必要であると考えている。 教育委員会としては、引き続き、保健室において、児童生徒本人の心身の状態や、意見等の把握に努めるとともに、小・中学校のトイレに生理用品を配置している自治体を参考にしながら、児童生徒の意見を聞くための調査実施に向け、その手法等について、検討していく、と答えています。 次に、干場議員から、「江別市の学校給食について」、4点質問がありました。 1点目の「江別市学校給食の在り方検討委員会について」への答弁では、令和6年1月に、江別市学校給食の在り方検討委員会を設置し、本年2月まで、6回に渡り、議論を重ねていただいたところである。 教育委員会としては、各委員に対し、先入観に捉われることなく、また、コスト面のみでの検討とならないようお願いしてきており、これまで、アンケート結果や、民間事業者から収集した情報などを基に、多角的な観点による幅広いご意見が各委員から出され、議論されてきたものと認識している、と答えています。 2点目の「正規調理員の配置の考え方について」への答弁では、給食センターの正規調理員は、平成元年度には36人体制でありましたが、平成9年度以降の退職者不補充により、年々減少しており、今後、正規調理員の定年退職を踏まえると、さらに減少する見込みとなっている。 この正規調理員の減少に対しては、会計年度任用職員を採用し、正職員が担う業務と会計年度任用職員が担う業務を整理した上で、各調理過程における業務分担の見直しなどを行い、対応してきたところである、と答えています。 3点目の「地場産食材の使用の考え方について」への答弁では、当市の学校給食においては、地産地消や食育の推進につなげるため、食材選定基準を定めており、生鮮品の使用順位として、第一に江別産、第二に道内産、第三に国内産を基本としている。 こうした基準による調達により、特に地場産野菜については、過去5年間の平均使用率が40%を超え、道内の他自治体と比較しても高水準となっており、当市における学校給食の大きな特徴の一つであり、強みであると考えている。 教育委員会としては、地場産食材の使用率の高さは、地元生産者と給食センターとの連携体制の構築により実現できているものと認識しており、引き続き、地元生産者との連携体制の継続により、地場産食材を積極的に使用していく、と答えています。 4点目の「食育としての質の維持・向上について」への答弁では、平成17年に施行された食育基本法の制定を受け、平成23年度に江別市食育推進計画が策定され、現在、第4次計画を基に、健康福祉部では生活習慣予防教室、経済部では農業体験学習など、各部署が所管する各種計画と整合を図りながら、食育を推進しているところである。 教育委員会としては、学校給食を生きた教材とする食育は、教育の一環として重要なことと認識しており、引き続き、食育により、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けられるよう、責任をもって、安全で安心な学校給食を提供していく、と答えています。 これに対し、干場議員から、1点目の「江別市学校給食の在り方検討委員会について」再質問があり、「対雁調理場新築案において、直営調理を検討することについて」への答弁では、市としては、施設整備や調理方式などの運営体制については、今後、在り方検討委員会の提言を受けた教育委員会からの報告を基に、検討を進めていくものと考えている。 その後の最終的な決定に当たっては、調理場の建設費や運営費、市の財政状況など、総合的に勘案した上で、判断しなければならないものと考えている、と市長から答弁しています。 さらに、2点目の「正規調理員の配置の考え方について」再質問があり、「退職者不補充に対する再検討について」への答弁では、現業職である正規調理員の減少に対しては、正職員と会計年度任用職員の業務分担を見直すことなどにより、対応しているところであり、今後も同様に、業務に必要な人員の確保に努めていく、と答えています。 これに対し、再々質問があり、「必要な正規職員確保の検討について」への答弁では、現時点では、退職者不補充の方針について再検討する状況にないと考えている、と市長部局から、答弁しております。 以上です。 ただいま報告のありました、令和7年第1回江別市議会定例会の一般質問について、質
-------	---

須田委員	問等がございましたらお受けします。
水口教育支援課長	最初の生理用品のことについてですが、小学校と中学校では、人数や状況が違うと思うのですが、養護教諭に直接聞いた段階で、違いというものがあつたら教えていただきたいです。
黒川教育長	この度、市内小中学校の養護教諭に対して、生理用品の配付状況などについて聴き取り調査を行いました。小学校と中学校の違いでは、小学校においては高学年になるほど配付個数が多いということでございましたが、配付個数などについては、小学校と中学校ではあまり大きな差は感じませんでした。ただし、いろいろな相談を受ける人数は、小学校は中学校よりも少し多いといった印象を受けました。以上です。
稲田学校教育課長	その他質問はございませんか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(2)江別市立学校における働き方改革推進計画(第3期)の策定についての報告を求めます。 稲田学校教育課長をお願いします。 報告事項(2)江別市立学校における働き方改革推進計画(第3期)の策定についてご説明いたします。 江別市立学校における働き方改革につきましては、平成30年に第1期計画を、令和4年に第2期計画を策定し、ICTの活用による校務の効率化等の取組を進めてまいりました。 このたび、これまでの取組についての評価を行い、今後の方向性を示した第3期計画を策定しましたので、ご報告申し上げます。 資料をご覧ください。 はじめに、1 計画の目的であります。教職員の長時間勤務の解消に向けた取組等を通じて、教職員が心身の健康を維持しながら、教育活動に意欲的に取り組むことで、教育の質の向上と、子どもたちが地域と一体となって心身ともに健やかに成長できる環境づくりを行うことを目的としております。 次に、2 推進計画第2期の評価と推進計画第3期の策定であります。市教委は、道教委が策定した『北海道アクション・プラン』(第2期)に準拠し、令和4年2月に「江別市立学校における働き方改革推進計画(第2期)」を策定し、各種の取組を進めてまいりましたが、第2期の目標であります教育職員の時間外在校等時間につきましては、未達成の状況が続いています。 令和6年3月、道教委が『北海道アクション・プラン』(第3期)を策定したことから、市教委においては、道のアクションプランに準拠するとともに、独自に実施する取組を加えた推進計画第3期を策定いたしました。 また、計画の策定に当たりましては、各学校から意見の募集を行い、取組を進める上での参考としております。 次に、3 重点的に実施する取組であります。北海道のアクションプランで掲げられている、ICTの活用による校務効率化の推進など、6つの重点的な取組に加え、市教委が独自に重点的に実施する取組として、仮想化した校務用端末等を活用した更なる学校DXの推進など、5項目を設定しております。 次に、4 学校通知日であります。第3期計画につきましては、3月10日に各学校へ通知し、取組を開始しております。 続いて、別冊資料 推進計画(第3期)をご覧ください。 資料の2ページをお開き願います。 計画第2期におきましては、教育職員の時間外在校等時間の減少を目標として、各種の取組を推進してまいりました。 2ページから3ページに記載しておりますグラフ及び表からは、毎月の時間数も年間の時間数も減少傾向にありますが、未だ全員が目標を達成している状況ではありません。 4ページをお開き願います。 ただいまご説明しましたとおり、第2期の目標が未達成でありますことから、第3期の目標も引き続き北海道のアクションプランに準拠し、時間外在校等時間を1カ月45時間

黒川教育長	以内、1年間で360時間以内としております。 9ページをお開き願います。 計画の具体的な取組といたしましては、アクション1からアクション5までございますが、江別市の重点的な取組について、主なものをご説明いたします。 アクション1の(2)では、仮想化した校務用端末を活用した更なる学校DXの推進として、2つ目の二重マルに記載のとおり、令和7年度には校務支援システムと連携した保護者連絡サービスの導入を予定しています。 10ページをお開き願います。 (4)チーム学校の実現に向けて、市教委では、ALTや学習サポート教員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門スタッフ等の配置について、引き続き取り組んでまいります。 12ページをお開き願います。 アクション2の(2)では、部活動指導・運営に係る体制の構築として、二重マルに記載のとおり、市教委では、部活動指導員の効果的な活用を促すとともに、指導員配置の拡充を図ってまいります。 15ページをお開き願います。 アクション3の(4)適切な勤務時間の管理等につきましては、二重マルに記載のとおり、校務用端末を仮想化した環境を活用し、長期休業期間中におけるテレワーク勤務等を推進するとともに、教職員の業務の実情に応じた多様で柔軟な働き方について、検討してまいります。 19ページをお開き願います。 アクション5の(2)トラブル等に直面した際のサポート体制の構築につきましては、二重マルに記載のとおり、市教委では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適切な配置により、専門的支援の充実を図ってまいります。 改めて、4ページにお戻り願います。 4ページ下段に記載しておりますとおり、第3期の取組期間につきましては、令和6年度から8年度までの3年間とし、目標の早期達成に向け、ただいまご説明しました、このような取組を全力で進めてまいりたいと考えております。 説明は以上です。 ただいま報告のありました、江別市立学校における働き方改革推進計画(第3期)の策定について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。
山崎総務課長	審議事項(1)令和7年議案第8号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び(2)令和7年議案第9号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定についての説明を求めます。 山崎総務課長お願いします。 議案第8号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び議案第9号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について、一括してご説明いたします。 この2件の議案につきましては、令和7年4月1日付け人事異動による教育部の組織変更等に伴い、所要の改正を行うものでございます。 はじめに、議案第8号の3ページをご覧ください。新旧対照表により、江別市教育委員会事務局組織に関する規則の改正箇所をご説明いたします。 まず、第2条、事務局の組織にかかる条項ですが、学校教育支援室学校教育課のうち、教職員係につきましては、このたびの組織変更により主査の配置に変更となることから、表右のとおり、教職員係の規定を削除します。 次に、4ページをご覧ください。中段の第6条、室、課、係の事務分掌にかかる条項がありますが、総務課につきましては、参事が新設され、表右にある第1号 学校施設整備の計画及び推進に関するもののほか、記載の3つの事務を担当することから、これらを総務課の事務分掌に追加します。

黒川教育長	次に、7ページをご覧ください。第6条の続きとなりますが、スポーツ課スポーツ係では、新年度から部活動改革に関する事務を所管することから、表右のとおり、これを第13号として追加します。 次にその下、学校教育課であります。表左の最下段、教職員係につきましては、主査の配置に変更となることから、係と事務分掌を削除し、表右のとおり、これらを学校教育課の事務分掌とするとともに、新たに第8号として、教職員の人事制度改革に関するものを追加します。 次に、9ページをご覧ください。教育支援課につきましては、参事の新設により、広く教育相談に対応していくことから、表右のとおり、第13号として、その他教育相談に関するものを教育支援課の事務分掌に追加します。 改正箇所は以上であり、この内容による改正規則を2ページに掲載しておりますので、ご参照願います。施行期日は、令和7年4月1日であります。 続きまして、議案第9号に移ります。3ページをご覧ください。こちらも新旧対照表により、江別市教育委員会専門職設置規程の改正箇所をご説明いたします。 まず、第2条、次長及び参事の担当事務にかかる条項ですが、総務課に新設される参事につきまして、表右のとおり、総務課参事（学校施設管理計画担当）の職、及びその担当事務として、先ほどの事務局組織に関する規則の改正条項と同じく、第1号 学校施設整備の計画及び推進に関するもののほか、記載の3つを追加します。 次に、4ページをご覧ください。教育支援課に新設される参事につきまして、表右のとおり、教育支援課参事（教育相談担当）の職、及びその担当事務として、第1号 少年指導センターの運営に関するもののほか、記載の9つを追加します。 改正箇所は以上であり、この内容による改正規則を2ページに掲載しておりますので、ご参照願います。施行期日は、同じく令和7年4月1日であります。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました2件の議案に対する質問等がございましたらお受けします。 （質疑なし） それでは、令和7年議案第8号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び令和7年議案第9号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 （一同了承） それでは、そのように承認いたします。
堀井郷土資料館長	次に、審議事項（3）令和7年議案第10号 江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 堀井郷土資料館長お願いします。 議案第10号 江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱について、ご説明いたします。 資料をご覧ください。 江別市文化財保護委員会は、文化財の指定並びに保護について、教育委員会の諮問に応じる機関として江別市文化財保護条例の規定に基づき設置されており、10名の委員を委嘱しております。 現在の文化財保護委員は、令和6年8月1日から2年間の任期で委嘱しておりますが、委員からの辞任の申し出により欠員が生じたことから、1の補欠委員候補者に記載のとおり、公益財団法人北海道埋蔵文化財センター学芸員の柳瀬 由佳さんを新たに委嘱するものであります。 2の補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間とし、本日から令和8年7月31日までの期間であります。 3の委員名簿につきましては、新委員を含めた委員の名簿を次ページに記載しております。
黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 （質疑なし） それでは、令和7年議案第10号 江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。

山崎総務課長	(一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。 山崎総務課長お願いします。 今回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和7年度学校選択制に係る入学状況について、江別市立中学校における部活動の在り方に係る提言について、江別市学校給食の在り方に係る提言について、審議事項として、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出について、江別市学校運営委員会委員の委嘱について、江別市スポーツ推進委員の委嘱についてなどを予定しております。
黒川教育長	また、今回の定例教育委員会の日程でございますが、4月23日水曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。 ただいまありましたように、今回の定例教育委員会は4月23日水曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、第3回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)

終了 午後2時33分

署名人（教育長） 黒 川 淳 司

署 名 人 須 田 壽美江